

豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における抗原検査キット
等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、別表第1又は別表第2に定める介護・障害福祉サービス事業所等（以下「介護・障害福祉サービス事業所等」という。）に対し、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における抗原検査キット等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、介護・障害福祉サービス事業所等が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の抗原検査キット等（抗原検査、PCR検査等の自主検査を行うための器具をいう。以下同じ。）の購入に要する費用に対し、予算の範囲内で補助することにより、早期の検査によって新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るほか、各施設において抗原検査キット等を備蓄することで安心して業務に従事できる環境を整備し、もって介護・障害福祉サービスの提供体制を維持することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の補助対象事業者は、別表第1に掲げる介護サービス事業所等又は別表第2に掲げる障害福祉サービス等事業所を市内に設置する者であって、市長が適当と認めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業者が自主検査用の抗原検査キット等の購入に要した経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表第1又は別表第2に掲げる対象者の区分に応じ、交付申請の日における対象者の数に3,000円を乗じて得た額を上限額とし、当該上限額と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和4年2月28日までに、別表第1又は別表第2に掲げる対象者の区分ごとに豊橋市介護・障害福祉サービス事

業所等における抗原検査キット等購入補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納品及び補助対象経費の支払手続が完了したことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 規則第5条第2項の規定による補助金の交付決定の通知及び規則第11条の規定による補助金の額の確定の通知は、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における抗原検査キット等購入補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2)(以下「決定通知書兼確定通知書」という。)によるものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 本市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (4) この補助金の交付は、一会計年度において、別表第1又は別表第2に掲げる対象者の区分ごとに、同一介護・障害福祉サービス事業所等に対し、1回限りとすること。
- (5) 他の制度による同様の助成又は補助を受けていないこと。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、書面により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第3)により、速やかに市長に報告しなければならないものとし、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならないこと。
- (7) 検査結果に応じ、速やかな医療機関の受診を促す等の適切な対応をとること。
- (8) その他市長が必要と認める条件を満たしていること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、補助対象事業者が、

決定通知書兼確定通知書の交付を受けた日から10日以内に書面により行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。

(補助金の請求)

第10条 第7条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた補助対象事業者は、豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における抗原検査キット等購入補助金交付請求書(様式第4)により、補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年2月28日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき同日までに交付申請がなされた補助金については、同日後も、この要綱は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における抗原検査キット等購入補助金交付要綱の規定により作成されている様式第1は、改正後の豊橋市介護・障害福祉サービス事業所等における抗原検査キット等購入補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1 (第 1 条、第 3 条関係)

対象者	対象種別	対象介護サービス事業所等 (市事業を除く。)
事業所等に勤務する職員	訪問系サービス事業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所
	通所系サービス事業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所
	短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所
	多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所
	入所施設等	認知症対応型共同生活介護事業所、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

備考

- 1 介護サービス事業所等において、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を行う事業所等を含む。
- 2 各介護予防サービス及び各介護予防・日常生活支援総合事業を含むものとし、二以上の事業等の指定を受けている場合は、一の事業所等として取扱う。
- 3 第 6 条の規定による申請の時点で、指定等を受けている事業所等に限る。

別表第2（第1条、第3条関係）

対象者	対象種別	対象障害福祉サービス等事業所等 (市事業を除く。)
事業所等に勤務する職員	訪問系サービス事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、就労定着支援、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
	通所系サービス事業所	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
	短期入所系サービス事業所	短期入所
	相談系サービス事業所	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
	入所・居住系サービス事業所	施設入所支援、共同生活援助
	地域生活支援事業所	移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、地域活動支援センター
事業所等を利用する児童	通所系サービス事業所	児童発達支援、医療型児童発達支援

備考

- 1 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の両方の指定を受けている場合は、一の事業所等として取扱う。
- 2 同一の事業所番号による指定を受けている場合は、一の事業所等として取扱う。
- 3 第6条の規定による申請の時点で、指定等を受けている事業所等に限る。